

議第二十五号

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例について

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

(岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第四号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

(岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項の表第三十七条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。